

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

令和4年9月15日

規則第7号

改正 令和7年3月27日 規則第9号

改正 令和8年3月17日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和2年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業をすることができる会計年度任用職員)

第2条の2 条例第2条第5号ア(イ)の規則で定める会計年度任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第3条 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該

子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下この項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の 1 歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

2 前項の規定は、条例第 2 条の 4 第 3 号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第 4 条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第 1 号）により行い、条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の 1 月（次に掲げる場合は、2 週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日（当該請求をする会計年度任用職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に

係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当して行っている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当して行っている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業をしている職員が保有する職）

第6条 育児休業をしている職員は、その承認を受けた時に就いていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動したときは、その異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職については、この限りでない。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第7条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(4) 職員と育児休業に係る子についての民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

(5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第 2 号）により行うものとする。

3 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第 8 条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第 5 条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業に係る辞令書の交付）

第 9 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第 5 号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内にあるものである場合にあつては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 職員の育児休業を承認するとき。

(2) 職員の育児休業の期間の延長を承認するとき。

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰したとき。

(4) 育児休業法第 5 条第 2 項により職員（次号に該当する職員を除く。）の育児休業の承認を取り消すとき。

(5) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認するとき。

（育児休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付）

第 10 条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて職員を採用したとき。

(2) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任

期付職員」という。)の任期を更新したとき。

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職したとき。

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第 11 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する規則（令和 7 年規則第 4 号）第 43 条第 3 号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(職務に復帰した日後における最初の職員の昇給を行う日)

第 12 条 条例第 8 条の規則で定める日は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（令和 7 年規則第 5 号）第 14 条に規定する昇給日とする。

(育児短時間勤務計画書)

第 13 条 条例第 10 条第 6 号の規則で定める育児短時間勤務計画書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

2 育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その提出後、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

(1) 育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名及び生年月日

(2) 育児短時間勤務をしようとする期間及び再度の育児短時間勤務を請求しようとする期間
(条例第 11 条の規則で定める日数等)

第 13 条の 2 条例第 11 条本文の規則で定める日数は、12 日とし、規則で定める時間は、16 時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 14 条 条例第 12 条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第 15 条 第 7 条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)

第 16 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認するとき。
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認するとき。
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消されたとき。
- (4) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付）

第 17 条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。）を採用したとき。
- (2) 短時間勤務職員の任期を更新したとき。
- (3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職したとき。

（任期付短時間勤務職員の職務の級の特例）

第 18 条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

（部分休業をすることができる会計年度任用職員）

第 18 条の 2 条例第 17 条第 2 号の規則で定める会計年度任用職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものとする。

（第 2 項申出、第 3 項変更及び部分休業の承認の請求の手續）

第 19 条 育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出(以下「第 2 項申出」という。)、同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)及び部分休業の承認の請求は、部分休業(変更)申出書兼承認請求書(様式第 5 号)により行うものとする。ただし、第 2 号部分休業(条例第 18 条の 2 に規定する第 2 号部分休業をいう。)の承認の請求については、第 2 号部分休業承認請求簿(様式第 5 号の 2)により行うものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ育児休業条例第 18 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第 20 条 第 7 条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業の承認の取消請求手続)

第 21 条 部分休業の承認の取消しの請求は、部分休業承認取消請求書(様式第 6 号)により行うものとする。

(補則)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年規則第 9 号)

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年規則第 2 号)

(施行期日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
<p style="text-align: center;">_____ 様</p> <p>次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。</p> <p style="text-align: right;">請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____</p>						
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年	月	日	生	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入） ----- -----					
3 請求期間	年 月 日から		年 月 日まで			
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで			
	年 月 日から		年 月 日まで			
	年 月 日から		年 月 日まで			
	年 月 日から		年 月 日まで			
5 配偶者	氏 名					
	育児休業の期間	年 月 日から		年 月 日まで		
6 備考						

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		(不承認の理由)
決裁年月日	年 月 日							
決 裁 欄	連合長	副連合長	事務局長	事務局次長	課長	課長補佐	課員	

- 注 1 この請求書（茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和2年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等、その他育児休業法第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者については、それを証する書類）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には✓印を記入すること。

様式第3号（第13条関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日		年	月	日	
_____ 様							
		所 属	_____				
		職 名	_____				
		氏 名	_____				
<p>茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和2年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第5号）第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>							
1 請求に係る子							
子の氏名		生年月日		年	月	日生	
2 請求者の計画							
請求期間		年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間		年	月	日から	年	月	日まで
3 備 考							

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

- 注1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、その他育児休業法第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者については、それを証する書類）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□には✓印を記入すること。

様式第5号（第19条関係）

部分休業（変更）申出書兼承認請求書

(任命権者)		申出（請求）年月日		年	月	日
_____様		申出（請求）者		所属 _____		
□申し出ます。		職名		_____		
下記のとおり		□申し出の内容を変更します。		氏名 _____		
		□部分休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏名		続柄等	生年月日		
				年 月 日		
2 申出	申し出の内容 (①又は②を記入)		申出の内容（変更後の内容も共通）			
			①第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内 ②第2号部分休業 1年につき育児休業条例で定める時間(10日相当) を超えない範囲内			
3 変更	変更後の内容 (①又は②を記入)		変更年月日		変更が必要な事情	
			年 月 日			
4 請求期間及び時間 ※第1号部分休業のみ記載	期 間			時 間		
	年 月 日から	□毎日		時 分	～	時 分
	年 月 日まで	□その他 ()		時 分	～	時 分
	年 月 日から	□毎日		時 分	～	時 分
	年 月 日まで	□その他 ()		時 分	～	時 分
5 備考						

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- 2 会計年度任用職員については、この申出書に任用通知書の写しを添付すること。
- 3 育児部分休業の承認を職員からの請求に基づき取り消す場合は、その旨を育児部分休業承認取消請求書に記入すること。
- 4 該当する□には✓印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日					□ 承認		(不承認の理由)
決裁年月日	年 月 日					□ 不承認		
決裁欄	連合長	副連合長	事務局長	事務局次長	課長	課長補佐	課員	

様式第5号の2 (第19条関係)

第2号部分休業承認請求簿

____年度

所 属	
職 名	
氏 名	

第2号部分休業の時間数

時間 分

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	請求 者印	所属 長印	総務 課長印	備 考
	月 日	時 間							
1	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	時間 分	時間 分	月 日				

